

群馬県いじめ問題等対策委員会 御中

群馬県教育委員会



諮 問 書

群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例第 2 条第 2 号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 対象事案

令和 6 年 5 月 27 日付発生報告のあった県立高等学校いじめ事案

2 諮問事項

- (1) いじめの事実関係の確認について
- (2) 対象生徒の心身の不調といじめとの因果関係について
- (3) 本件いじめ事案における学校等の対応について

3 諮問理由

令和 6 年 5 月 27 日付けで、県立高等学校から、いじめにより生徒が疾患を発症した疑いのある事案の発生について報告があった。

県教育委員会では、本事案をいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に掲げられる重大事態として対処することとし、事案の特性を鑑みて、設置者として調査を行うことを決定した。

調査の実施に当たっては、県教育委員会の附属機関である群馬県いじめ問題等対策委員会で調査審議いただきたく、諮問するものである。

以上